

鎌倉期九州守護発給文書に関する一考察

翌月基

はじめに

鎌倉幕府の権力構造や政治体制の解明を目的として関東下文・関東下知状・関東御教書といった将軍や執権が発給した文書が、これまでさまざま角度から検討されてきたことは周知のとおりである。また、幕府の地方機関の発給文書を扱った研究はそれほど多くはないものの、六波羅探題発給文書に関しては、比較的最近あいついで論考が発表され、体系的な理解が可能となってきた。

これに対して、同じく鎌倉幕府の地方機関である守護が発給した文書については、大番催促状や覆勘状の研究⁽²⁾、北条得宗家発給文書に関する研究⁽³⁾などがこれまでの主な成果として挙げられるが、これらは用途や発給者を特定した論考であるため、鎌倉時代の守護発給文書の全体像は明らかになつてはいるとはいがたい状況であるだろう。古文書学の概説書でも守護文書に関する記述は少ないが、その中でもまとまつた記述があるものには次のように説明されている。

「守護以下の発給文書は、幕府の職制上の地位によつて様式が定ま

つていたわけではなく、彼等武士の家務文書（家領支配の必要上発給される文書）とだいたい同じ様式が用いられた。その様式には、幕府の御教書・奉書の系統に属するもの（奉書形式）と、発給者自身が差出者の形をとるもの（直状形式）との二種があつた。（中略）奉書形式についていえば、これも日下（日付の下）に右筆が署判を加えるだけのものと、さらに発給者が袖判を加えるものとの二種があつた。（中略）総じて、袖判を加えると否とにかかわらず、奉書形式の文書は、ごく限られた有力武士しか用いられなかつたようで、現存史料によれば、北条氏、足利氏、島津氏などがこれを用いている。⁽⁵⁾

管見の限り古文書学的な観点からこれ以上詳細に鎌倉期の守護文書を解説した文献はなく、一国ごとに設置され、主に軍事・警察権を司つたとされる守護の幕府職制上に占める位置を鑑みるに、この説明で鎌倉時代の守護発給文書が理解されたとするには、幕府や六波羅探題の発給文書の研究成果に比してあまりにも大きな落差があるといわざるを得な

い。

このような研究状況を踏まえると、まずは守護発給文書の様式や機能を整理・分類するという基礎的な作業を行う必要があるだろう。そこで、文書が豊富に残存する九州地方（対馬・壱岐を除く）の守護の中から数代にわたって守護職を歴任した御家人を対象に守護としての発給文書を蒐集して、鎌倉時代を通じた守護文書の様式の変化や用途を中心とした検討を行いたい。

その際、様式については、次のとおり四つの様式名を使用し、さらに守護発給文書の中心をなす書下を、堅紙を前提として事書（有、無）、書止文言（恐々謹言）「仍執達如件」「之状如件」、署判の位置（日下、奥）に注目して分類した。⁽⁶⁾

- ・（守護所）下文＝最初の一行が「（守護所）下」で始まるもの。
- ・下知状＝書止文言が「下知如件」となるもの。
- ・奉書＝発給者（守護）の意を受けて奉者が発したもの。
- ・書下＝下文と下知状以外で守護が発給者として文書上に現れているもの。次の八類型に分類。

①書下A型…事書きなし、書止文言「恐々（恐惶）謹言」、日下
署判

②書下B型…事書きなし、書止文言「仍執達如件」、日下署判

③書下C型…事書きなし、書止文言「之状如件」、日下署判

④書下D型…事書きなし、書止文言「之状如件」、奥署判

⑤書下E型…事書あり、書止文言「之状如件」、日下署判

⑥書下F型…事書あり、書止文言「之状如件」、奥署判

⑦書下G型…書下A型から書下F型にあてはまらないもの

⑧折紙

なお、先行研究が存在する覆勘状や上申文書、守護の私領に関する内容の文書は検討の対象から除くことにする。

第一章 武藤氏の守護文書（表I、表II）

（1）大宰府守護所下文（牒）と書下

武藤氏は鎌倉時代を通して守護であった筑前のほか、筑後・肥前・豊前・壱岐・対馬などの守護職に就任した経歴がある。⁽⁷⁾

武藤氏の守護文書としては、平安時代末期の大宰府発給文書を踏襲したとされる大宰府守護所下文（牒）がよく知られていている（表I）。表Iをみると、事書きや書止文言など様式上の特徴に変化はみられないが、⁽⁸⁾蒐集した二十八通の内、二十七通が弘安二（一二七九）年までに発給されているように、大宰府守護所下文（牒）は主に鎌倉時代前半に用いられた様式であるといえる。⁽⁹⁾

これまで守護武藤氏の文書はこの大宰府守護所下文（牒）が注目されてきたが、これとは別に武藤氏が単独で発給者となる書下も多数存在する（表II）。書下は初期に見られる特定の用途に用いられたものと折紙のものを除けば、以下のように様式を整理することができる。

【史料一】（表II—15）

今年九月一日 関東御教書今月十二日到来、写案献之、子細雖見狀

候、やいかりならひにくるみのかわなかし、はしかみなかし、もさきをして、江河の魚をとる事、かたく可停止之由、被仰下候、然者、守 御教書之状、御所領内の住人等にも加下知、一向可令停止給候、恐々謹言

十一月十五日

少貳（花押）

武雄大宮司殿

【史料二】（表II—46）

管崎宮大導師法眼久慶申當宮毎年加燈錢貨段別壹文事、今月十五日重御教書如此、度々催促之處、年々無沙汰之條、何様事哉、早任被仰下之旨、不日可被致其沙汰、若猶有難濟者、可注進候、仍執達如件

正中二年九月廿九日

筑後守（花押）

中村孫四郎殿

史料一は書下A型、史料二是書下B型⁽¹²⁾である。表IIの年号欄をみると

書下A型には無年号と書下年号のものがあるが、無年号のものは武藤資能の守護在任期間と一致し、経資の代になると書下年号の書下A型へと

変化していることが読み取れる。また、書下B型は、史料二のようすべて書下年号、署判が「官途（沙彌）十花押」となつていて、弘安九（一

二八六）年以降、幕末まで発給されている。それぞれの使用時期には重複がみられず⁽¹⁵⁾、武藤氏は書下を書下A型（無年号）→書下A型（書下年号）→書下B型へと変化させていったといえる。

このような書下と先の大宰府守護所下文（牒）とは如何なる関係にあ

鎌倉期九州守護發給文書に関する一考察

つたのであろうか。書下の初見は大宰府守護所下文（牒）より遅れるが、それぞれの発給時期は重なつており、使用される期間が前後しているわけではない。そこで文書の用途に注目すると、大宰府守護所下文（牒）は一通を除き裁許や安堵・補任、過所など権利を付与する内容に用いられているのに対し、書下は問状や召文などの訴訟事務や法令の伝達、異国警固番役等の催促といった时限的な内容に使用されていることがわかる。つまり武藤氏はその用途により大宰府守護所下文（牒）と書下を使い分けていたといえる。⁽¹⁶⁾

（2）武藤氏における書下の発生

前節で大宰府守護所下文（牒）は権利の付与に用いられていることを指摘したが、これに該当しない例が存在する（表I—10）。まずこの例外について検討したい。

【史料三】（表I—10）

到来貞永元年十月三日 在判

守護所下 成恒大三郎國守

可早任六波羅殿御下知旨參上、弁申子細、大和太郎兵衛尉時景訴申、巧新儀不從地頭由事

右、今年八月十八日御下知今月八日到来備、大和太郎兵衛尉時景訴状△副証文▽如此候、如狀者、豊前國三毛下毛両郡吉富名地頭職相伝知行内、名主下作人等巧新儀、不從地頭云々、子細何様事候哉、早於宰府被召決兩方、尋究淵底、可令注進申詞記候、仍執達如件者、

件事、早任被仰下之旨參上、弁申子細之狀如件

貞永元年閏九月九日

(後欠)

【史料四】(表II-2)

「到来貞永元年十月三日 在御判」

追申

大三郎國守同被載于太郎兵衛尉□状候、件人脉以御辺人口狀者、同召具可有御上府御也、恐々謹言

大和太郎兵衛尉被申下候今年八月十八日六波羅殿御下知今月九月八日到来、写案献之候、子細雖見于状候、如状者、當國、三毛下毛両郡吉富名地頭職相伝知行内、名主下作人等巧新儀、不從地頭云々、何様事哉、早於宰府召決両方、尋究淵底、可令注進申詞記由、可被仰下候也、件事任御下知状、忿可有御上府候也、記録両方御申状、可令進上六波羅殿候之由、可相存候也、恐々謹言

閏九月十七日

右衛門尉在判

成恒太郎殿

史料三は後欠部分に大宰府府官の連署が続くであろう大宰府守護所下文であるが、その内容は成恒國守に対する召文で、文書受給者に対して権利を付与するものではない。史料四是前節で検討した書下A型の初見文書であるが、引用している文言に若干の異同はあるものの、史料三と

同じ六波羅探題の文書を施行して、成恒國守が大宰府に参上するように命じていて、史料三とほぼ同内容の文書となっている。ただ、宛所が史

料三では参上を命ぜられている成恒國守であるのに対し、史料四では成恒太郎となつてているという相違点についてどのように理解すればよいだろうか。

これに関しては、上杉和彦氏の「府宣副状の定義」が参考になる。氏によると府宣副状は「府宣の発給に伴つて、府宣の実際の宛所を文面上の宛所としてかつ実際の宛所として送付され、府宣による権利付与とそれに関する経過の説明を行う書状形式の文書」⁽¹⁷⁾であつて、府宣と府宣副状の関係をそれとすれば異なるが、両方共に府宣副状の宛所に届けられるとされる。氏の定義は府宣副状の定義であるが、府宣と府宣副状の関係をそれとすれば異なるが、両方共に府宣副状の宛所に届けられるとされる。史料三と史料四として見直すと次のようになる。史料四の追而書で成恒太郎に成恒国守を伴い上府するよう命じているように、史料三の命令は成恒太郎によって実現される。さらに、文書の袖に記されている到來日が同日である点から、史料三、史料四ともに成恒太郎のもとに届けられたと考えられ、成恒太郎が史料四の「実際の宛所」であり、史料四是史料三の「文面上の宛所」かつ「実際の宛所」であるといえる。また、史料三の「文面上の宛所」と史料四の「実際の宛所」の位置づけができる。⁽¹⁸⁾

書下が大宰府守護所下文（牒）の副状となつてるのはこの例のみであるが、それが書下A型の初見であるということは、書下A型→書下B型へと変化する書下の系譜の始点に大宰府守護所下文（牒）の副状を位置づけることができるのではないか。また、そのような書下が発生する

以前は大宰府守護所下文も時限的な内容を伝達していた可能性があるだろう。内容的には史料四だけでも召文としての機能を果たしうることから考えると、軽易な内容の伝達が府官らの連署を要し発給手続が煩雑な大宰府守護所下文（牒）から武藤氏書下へと移行するのも意味必然的である。

史料三と同じ十三世紀前半に、武藤氏は幕府に対して大宰府の文書との関係を「私成敗難及事者、所令進上問注記許於関東也、不相副資賴之書状、以直人一人之勘状許、被引載御下文事、若久罷成事之中、自然相交事哉候覽、如當時者、一切不覺悟、又於不相副資賴書状之直人勘状者、不足証文歟」¹⁹と述べている。これは幕府への上申文書の事例ではあるものの、大宰府官人の文書は守護武藤資頼の書状を副えることで初めて有効な文書となると主張しており、この時期守護武藤氏が発給する文書が大宰府機構を利用した文書から独立・相対化していく動きが存在したと考えられる。

第二章 大友氏・島津氏・名越氏・金沢氏の守護文書

前章でみたような武藤氏の守護文書のあり方は他の九州諸国の守護についても同様なのであろうか。本章では大友氏、島津氏、名越氏、金沢氏の発給文書を、様式と用途を中心に検討していきたい。

(1) 大友氏（表III）

大友氏は鎌倉時代を通して豊後守護であつたほか、筑後守護を兼ねて

いた時期もあった。

大友氏が用いたのは守護所下文と書下である。

【史料五】（表III—1）

守護所下 上妻庄内今弘・地久志部・光友・北田肆箇所可早任鎌倉中将殿御教書状、如本家宗知行之由事

右、去承永二年八月廿八日御教書今年承元貳年正月十七日到来備者、（中略）早任御教書状、於彼肆箇所者、如本可令家宗知行也、於此外參箇所者、任鎌倉殿御教書状、可隨重仰之状如件

承元貳年正月十七日

左衛門尉藤原在判

史料五は「守護所下」と書き出しているように守護所下文である。大友氏の守護所下文は書止文言等に若干の相違があるものの四通あり、承元二（一二〇八）年から寛喜二（一二三〇）年までの期間にみることができる。これは能直と親秀の守護在任期間に相当する（表III—1～4）。

一方、書下は守護所下文が見られなくなつた後の仁治三（一二四二）年以降幕末までの間に三十八通確認され、書下A型、書下B型、書下C型、書下E型がみられる。

【史料六】（表III—5）

豊後國住人帆足兵衛尉廣道与舍兄清三郎家近・同清五郎道國（改綱字用國字）等相論親父道西遺領事

右、今年二月十八日関東御下知状云、家近終不被免道西不孝之間、於父遺領者、非領知之仁、至母遺跡鳥羽多・菖蒲佐古者、可令家近知行、次道國事、先度以家近所分給道西遺領五分一、為鳥羽多・菖

蒲佐古之替、道國可令領掌也、於所殘者、廣道守親父道西讓、可致

沙汰云々、〈取意略之〉、所詮守狀、可致廣道沙汰之狀如件

仁治三年三月廿六日

散位藤原朝臣在判

【史料七】（表III—7）
豊後國野上村和与事、守今年五月六日閔東御教書、可令存給、仍執
達如件

文永七年六月十四日

前出羽守（花押）

野上後家殿

史料六は書下E型である。この類型は一通のみ存在し、書下の初見となつてゐる。また、史料七は大友氏の書下の中で最も多い書下B型で、文永六（一二六九）年から幕末まで三十通みられるが、その内二十六通が史料七と同様、書下年号、署判が「官途（沙彌）十花押」となつていて、数量上は大友氏が発給した書下の主要な形式となつてゐる。上記の他に書下A型が五通（表III—8・22・26・35・37）、書下C型が二通（表III—13・36）確認されるが、これらの書下は大友頼泰以降に発給されていて、守護所下文の発給時期とは重ならないが、各類型の発給時期は混在していき武藤氏のように様式の変遷を跡付ける事はできない。

文書の用途をみると、裁許や安堵など権利を付与する内容に関わるのは守護所下文と書下E型であり、書下E型を除く書下は、主に召文・問状や異国警固番役催促など時限的な用途に用いられている。なお、書下B型と書止文言のみが異なる書下C型は、金沢氏の項でも述べるように守護代など守護の被官に宛てて指令を発する際（遵行命令）に発給され

るという特徴がある。

以上の検討から大友氏発給文書の特徴として、①権利を付与する内容は守護所下文と書下E型によつて伝達されるものの十三世紀前半に限定してみられること、②時限的な内容の文書は、書下年号、署判が「官途（沙彌）十花押」となる形式の書下B型が主に用いられ、権利付与の文書より遅れて登場するが幕末までみられることがあげられる。これは先に検討した武藤氏と類似した傾向であるといえる。

（2）島津氏（表IV⁽²⁰⁾）

島津氏は建久八（一一九七）年に薩摩・大隅・日向の守護に任命されるが、建仁三（一一〇三）年に比企氏の乱に縁座して三ヶ国の守護を改易される。しかしその二年後に薩摩守護に還補されて以後、幕末まで薩摩守護職を相伝した。

島津氏は奉書と書下を用いている。

【史料八】（表IV—6）

（花押）

薩摩郡内山田村の名頭職事、大藏氏女帶証文等、可令安堵由依訴申、任文書之道理、可令領知之由、所成賜外題也、早無其煩、件村に大藏氏を可令為居之状如件

建保六年十一月廿六日

中務丞忠俊奉

薩摩方地頭代殿

史料八は島津忠久の袖判奉書で、北条義時の指示⁽²¹⁾を受けて山田村名頭

職に大蔵氏女を安堵するよう地頭代に命じたものである。地頭代宛てであることから當時島津氏が兼帶していた島津庄薩摩方地頭として発給されたものといえるが、この島津庄薩摩方地頭職が薩摩守護職と不可分の関係にあつたとされていることから、史料八を広い意味で守護文書として位置づけることができるだろう。このような袖判奉書は他に二通あり（表IV—4・8）、藤原親澄に阿多郡伊作庄内田地を知行させるよう阿多郡司に命じたもの⁽²³⁾、訴状の内容確認を地頭代に命じたものとなつている。

これらの奉書は建暦二（一二一）年から宝治元（一二四七）年にかけての十三世紀前半に限つてみられ、権利の付与にも时限的な効力の内容にも用いられているが、被官である地頭代や阿多郡司（島津氏との被官関係は不明）への指示文書（遵行命令）として用いられている点が大きな特徴といえる。

書下は三十三通あつて、折紙以外のすべての類型が用いられている。事書をもつ類型の書下E型と書下F型が所領安堵を目的として宝治元年と正嘉元（一二五七）年に発給されているが、権利を付与する内容の書下はこの二通だけである（表IV—7・9）。一方、时限的な内容である召文（表IV—23）、送文（表IV—25・27・28・30）、書状（表IV—19・29）に関しては、数もなく類型も様々（書下A型、書下B型、書下C型、書下G型）であるのに対し、大番催促や異国警固番役催促、祈祷命令⁽²⁴⁾といった軍役に関する内容は多数あつて島津氏の当主別に次のように整理できる。

・忠久 II書下C型と書下D型（表IV—1～3）。この他に書下G型が一通（表IV—5）。

・久時 II書下A型（表IV—16～18）
—15⁽²⁵⁾。

・忠宗 II書下B型（表IV—20～22・24・26・31・33・34）。この他に書下C型が二通（表IV—32・35）。

・貞久 II書下B型（表IV—36）。

久時までは当主ごとに類型が異なり、また大番催促のために同日に一斉発給された文書であるので（書下G型のものを除く）、別の年の大番催促であれば類型が異なつていいた可能性もある。しかし、鎌倉時代後期の忠宗以降の文書は、同じ日付のものではなく、通数から判断すると書下B型（九通）が主に用いられた類型で、なかでも書下年号、署判が「官途（沙彌）十花押」となる形式のものが七通と大半を占めている。

以上のように、島津氏の守護文書を武藤氏や大友氏と比較した場合、相違点として奉書を用いていることと守護所下文がみられないことがあるが、共通点として、権利付与に関する文書が鎌倉時代前期に限つてみられる」と、时限的な内容には主に書下年号、署判が「官途（沙彌）十花押」となる形式の書下B型が用いられ、それは鎌倉時代後期になると出現するということが指摘できる。

(3) 名越氏（得宗家を含む）（表V⁽²⁶⁾）

建仁三（一二〇三）年に島津氏が薩摩・大隅・日向の守護職を改易された後、薩摩守護には北条時政が任せられた。薩摩守護はまもなく島津氏に還補されるが、大隈守護は北条義時が任せられた後、その子朝時を祖とする名越氏（朝時、時章、公時）が相伝した。名越氏は、大隅の他に筑後や肥後の守護も兼ね、北陸道にも守護職を獲得していたが、九州での守護職は弘安六（一二八三）年以前に失っている。よって蒐集した文書も同年以前のものである。なお、名越氏は守護国に対して守護一錬倉守護所―在国守護所という指令伝達ルートをもち、守護所では名越氏被官が文書を発給しているが、本稿では守護の発給文書のみを検討したい。

得宗家の北条時政、義時の守護文書は下文と袖判奉書がみられる。時政発給文書を検討した菊池紳一氏によると、四通ある時政の守護文書のうち三通が薩摩国に関するもので（表V-1～3）、所領の安堵には下文を、守護所への遵行命令には奉書を用いているとされる。⁽²⁷⁾また、義時の発給文書は奉書一通のみだが（表V-4）、地頭職をめぐる相論を裁許した將軍家政所下文を施行して守護所への遵行命令であることから、奉書に対する菊池氏の整理は義時期にも当てはまるといえる。

義時に続く名越氏は、奉書、下知状、書下A型⁽³¹⁾、書下F型がみられる。

【史料九】（表V-9）

（花押）

兵部房圓違訴申大隅國禰寢院南保名主職事、訴状折紙被遣之、委旨

載狀、為○召尋兩方子細、可令召進彼論人清重法師後家女并清綱等
給之由所候也、仍執達如件

天福二年十一月九日

平右衛門尉殿

【史料十】（表V-5）

『正文在家藏』
大隅國禰寢南保院地頭職事

右職者、貞應三年十月廿七日曾木太郎重能（中略）訴申之間（中略）見合両方証文之所、建保五年於問注所、彼是對決之後、就勘状同年八月賜政所下文之上、貞應三年四月又自大夫殿賜安堵之御下知畢、其上不及問注歟、仍於件職者、清重法師男清綱如元無相違可領掌之、但有此外之子細者、可尋糾之状、下知如件

嘉祿元年八月 日

散位平（花押）

史料九のような奉書は寛喜元（一二二二九）年から正嘉元（一二二五七）年にかけて六通あり（表V-7～11・15）、朝時、時章期に発給されているが、袖判を据えているのは朝時のみである。用途をみると守護所所職（調所職、調所書生職、政所職）の安堵や裁許、訴訟審理の指示、大隅への帰国命令となつており、権利の付与と時限的な内容の双方に用いられていることがわかる。奉書は宛所がない一通を除き、いずれも守護所の被官にあてて遵行を命じる内容で、奉書のこのような用法は、時政から連続したものとして理解できる。

一方、史料十は「下知如件」で結ばれているように下知状で、嘉祿元

(一一二五) 年と正嘉二(一一五八) 年の朝時と時章が各一通発給しているほか(表V—5・16)、朝時期に加賀国守護としてのものが一通みられる(表V—参考)。これらの下知状にはいずれも事書きがあり、奥に位置する署判が「官途十姓十花押」となるなど形式が定まっている。

また、その用途は裁許や和与であるが、奉書が主に守護所所職に関する裁許や安堵であったのに対し、下知状は地頭職や所領の相論の裁許である。本来かかる裁許は執権や探題が下知状によつて行う内容であつて、ここに従来指摘されることが多い名越氏の独自性を見いだせるが、その独自性とは守護でありながら執権や探題に比する存在であるということができるだろう。

【史料十一】(表V—12)

可令早深堀左衛門尉能仲、筑後国甘木村〈東西〉、深浦村地頭職事

右人、任今年十月廿三日御下文之□^旨、為承久勲功之替、守先例、可令致其沙汰之状如件

建長二年十一月三日

前尾張守平(花押)

史料十一は、書下F型で、時章、公時期に四通みられる(表V—12^{14・17})。すべて書下年号、署判が「官途十姓十花押」であり、先にみた下知状との相違点は書止文言のみである。用途は裁許や安堵に関する幕府文書の施行と守護使乱入の停止を命じるものとなつていて、名越氏の

以上のように、名越氏の発給文書はこれまで検討してきた他の守護と

は大きく異なるものであるが、この違いをどう理解したらよいだろうか。名越朝時の弟で六波羅探題でもあつた信濃守護北条重時と比較すると、重時発給文書には下知状こそ確認できないものの奉書と書下がみられる。

【史料十二】(市河文書)『鎌』三四〇(六)

(花押)

春近領内志久見郷守護所使入部事、被止候了、但謀叛・殺害・夜討・強盜・放火・刃傷、如此犯科之輩出来之時者、於其所之堺、可令請取犯人給候、存此旨可沙汰候之由候也、仍執達如件

嘉禄元年九月十六日

尾張允奉之

謹上 藤内右衛門尉殿

【史料十三】(守矢文書)『鎌』六七七(一)

信濃國筑摩郡白河郷〈諫方上社領〉地頭職事

右、任今年十一月七日関東御下文之旨、藤原惟家可令為彼職之状如件

寛元四年十二月九日

相模守平朝臣(花押)

守護重時が袖判を加える奉書は一通あり、いずれも史料十二のようす、守護所の被官に宛てて守護の指令を伝える内容となつていて、名越氏の奉書と同様の様式や用途といえる。

また、二通ある書下は書下E型と史料十三のような書下年号、署判「官途十姓十花押」という形式の書下F型であること、いずれも地頭職

安堵の関東下文の施行に用いられていることなど、名越氏の書下と様式や用途に類似性を指摘できるのである。

少ない例ながら北条重時の守護文書との共通性がみいだされることは、この時期の有力北条一門がこのような奉書と書下を用いて守護職権を行使していた可能性が高いと考えられる。下知状の使用に独自性がみられるものの、守護としての名越氏は有力北条一門の一つとして守護職権行使する存在であつたと位置づけることができるだろう。

(4) 金沢氏（表VI³⁴）

建治元（一二七五）年に鎮西に下向した金沢実政以降、金沢一門は鎮西探題のほか九州内で最大四カ国の守護職を歴任し、幕府滅亡時にも豊前・肥後の守護職を得ていた。

金沢氏の守護文書で留意しなければならない点は、鎮西探題が兼補する守護国（肥前、豊前）へ宛てた文書の扱いである。当該国への発給文書が守護の立場として発給されたのか探題の立場として発給されたのかを判断することが困難なため、探題兼補国については守護代の発給文書を、探題兼補となつていなき國は守護正員（大隈守護金沢時直、肥後守護規矩高政）と守護代の発給文書を検討したい。

守護正員の発給文書は八通あり、書下B型（表VI—8・26・27）と書下C型（表VI—12・15・20・22・28）がみられる。

【史料十四】（表VI—26）

相良三郎入道蓮佛女子尼妙阿申、肥後國人吉庄南方刀岡名地頭職安

堵事、去年十一月廿三日御教書（副申状具書）如此、早任被仰下之旨、云當知行實否、云支申仁有無、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件

嘉曆二年五月十日

掃部助（花押）

相良六郎三郎入道殿

【史料十五】（表VI—20）

大隅国台明寺雜掌敷建申下部次郎判官代牛太郎以下輩、得六郎兵衛尉惟村語、乱入當寺領止上村、致追捕狼藉由事、解状（副具書）如此、事實者、太不穩便、早可令停止彼輩乱入狼藉、若又有子細者、可被注進交名人等之狀如件

正和元年十月二日

守護代

前上総介御判

史料十四、史料十五はそれぞれ書下B型、書下C型の例であるが、書下B型、書下C型の八通のうち五通が書下年号、署判「官途+花押」という形式となつていて、これまで検討してきた守護と同じ傾向となつてゐる。また、権利を付与する内容のものはなく、すべて時限的な内容であるが、書下B型が鎮西探題御教書を施行しての寺社への祈禱命令や御家人への当知行確認命令であるのに対し、書下C型では宛所がない一通を除き守護代か地頭代に宛てて狼藉停止や所務沙汰・検断沙汰の沙汰しつけ、論人の催進を命じるものとなつてゐる。大友氏でも守護被官宛てのものは書下C型が用いられていたように、宛所によつて書下B型と書下C型が使い分けられていたといえる。

一方、守護代の発給文書は二十一通あり、書下A型、書下B型、書下

G型がみられる。残存数は書下B型が十五通と最も多く（表VI—1～5・7・9～11・13・16～19・21）、このうち守護正員や他の守護で多くみられた書下年号、署判が「官途（沙彌）十花押」という形式が約半数の七通を占めている。

用途は、警固番役催促や祈祷命令などの軍役催促の他、召文・問状や囚人預状、注進指令、検断沙汰の遵行命令等に使用され、守護正員と同じく権利を付与する内容のものはない。なお、書下A型は五通あって神馬送文と警固番役催促に（表VI—6・23～25・29）、書下G型は囚人預状にみられる（表VI—14）。

このように金沢氏の守護正員と守護代はともに書下年号、署判「官途（実名）十花押」となる形式の書下B型を主に用いていたが、このような書下B型との用途は、武藤氏、大友氏、島津氏が鎌倉時代後期に用いたものと一致しており、これに大友氏でもみられた宛所による書下B型と書下C型の使い分けを含めると、当時、九州内で大きな勢力を得て金沢一門の守護としての立場は、これら外様の九州守護たちと異なる事はなかつたといえる。また、一般的に守護被官とされる守護代も文書様式上は、守護正員と同じ立場で管国内の武士や寺社に臨んでいたといえる。

ておこう。

用途面の特徴として、召文・問状などの訴訟事務、警固番役や祈祷命令などの軍勢催促、法令の伝達といった時限的な内容は、鎌倉時代を通じてみられるのに対し、所領安堵や裁許など権利の付与に関わる内容は鎌倉時代前期に限って発給されている点があげられる。権利付与に関する文書が本来残されやすいものであることを考えると、このことは、文書の残存状況に起因するものではないと思われる。

所職の安堵や裁許に関わる文書は、ほとんどが関東下文や関東下知状を施行することで発給されているが、その様式が「鎌倉時代から南北朝時代にかけて最上格の文書」⁽³⁶⁾とされる下文（武藤氏、大友氏）や事書きをもつ下文に近い様式の書下E型（大友氏、島津氏）、書下F型（名越氏）であることは、こうした守護の施行が単なる文書伝達上の中継ぎなどではなく、守護の施行文書も関東下文などとともに権利の認定機能を果たしていたことを示している。

鎌倉時代前期の守護は、こうした権利認定に関わる位置づけであったといえるが、鎌倉時代後期になると、所領安堵の関東下文は鎮西探題へは伝達されるものの、それを守護が施行する例はなく、また所務沙汰を管轄する鎮西探題の裁許状を守護が施行している文書もみられないよう⁽³⁷⁾に、鎌倉時代後期の守護は所職の補任や安堵、それに所務沙汰の裁許といつた所領支配に関する事項には関与しなくなり、九州守護に特有の権限である検断沙汰や雜務沙汰の裁判権を別にすれば、その職権は大犯三ヶ条に示されるような軍事警察権と問状や召文などの訴訟事務に限定さ

第三章 発給文書からみた九州守護と鎌倉幕府

前章までの内容を整理し、鎌倉時代の守護文書について簡単にまとめ

れていたといえる。権利付与を担う役割から守護を外し、軍事警察権と訴訟事務を行使する機関へと限定したことは、守護職を吏務的な職として位置づけ、国内武士との被官關係の構築を制限するという意図もさることながら、鎮西探題と守護との間に裁判管轄が設定されたことに、探題と守護のそれぞれの機能の集中化を読み取る外岡慎一郎氏の見解⁽⁴¹⁾と同じ視点で理解することもできるだろう。

次に、様式面の特徴としては、鎌倉時代前期は守護により異なつていた文書様式が、鎌倉時代後期になると、書下年号で署判が「官途十花押」（一部「実名十花押」となる形式の書下B型を各守護が共通して用いるようになるという点がある。また、守護代などの守護被官が宛所となる場合には、大友氏と金沢氏では書止文言が「之状如件」である書下C型が用いられていたが、これはおそらく他の守護でも共通した用法であったと考えられる。⁽⁴²⁾

時代を経るにしたがい、文書様式が整理されてくることはある意味必然的であるにしても、なぜ各守護が共通した文書様式をもち、それが書下B型であつたのであろうか。可能性の一つとして考えられるのは他の幕府關係文書の影響である。鎮西探題は書下B型の出現後に設置されているので、守護の上級機関ではあるが同じく鎌倉幕府の地方機関である六波羅探題の発給文書との比較を試みてみよう。

六波羅探題発給文書は、熊谷隆之氏によつて様式の分類や確立過程が明らかにされている。⁽⁴³⁾氏は様式の確立過程を三つの時期にわけ、仁治三（一二四二）年から建治二（一二七六）年までの第二期に幕末まで存続

する様式の「後期下知状」、「後期書下」、「御教書」が出現するとされた。

「後期下知状」は主に裁許状に、「後期書下」（事書があり、書止文言「状如件」、署判が奥に位置して宛所がないもの）は「施行、禁制、裁許」に、そして第二期の「御教書」（事書がなく、書止文言「状件如」または「仍執達如件」、日下に署判、差出は官職と花押のみを記すものが多い）は、「訴訟事務をはじめ、さまざまな用途に用いられる」とされる。

さらに「御教書」は書止文言が「仍執達如件」の場合、「守護代」「地頭代」などへ単独で宛てたものはみえず、「宛所の人物は訴人や論人、守護・使節らの御家人が大部分」であるのに対し、書止文言が「状件如」のものは、「宛所には御家人らの名もみえるものの「守護（所）代」「地頭代」と記されるものが、三三通中一七通を占める」という。⁽⁴⁴⁾

裁許等に用いられた「下知状」と「後期書下」はここでは措くとして、このような六波羅探題の「御教書」が、用途や様式の細部そして宛所による書止文言の使い分けに至るまで、鎌倉時代後期に守護が用いた書下B型と書下C型に類似していることに気がつく。熊谷氏のいう第二期に整備された六波羅探題の文書様式が幕末まで継続して使用されることで、守護や鎮西探題などの幕府の地方機関の文書体系に影響を与えたことは十分考えられる。

六波羅探題の文書体系が「直輸入」されたとするには慎重でありたいが、『沙汰未練所』に各種訴訟關係文書のひな形が示されているように、⁽⁴⁵⁾体系統的に整備された六波羅発給文書を基にして、何らかの形で幕府地方機関の発給文書の見本が示され、それを受け入れることのできるよう

なつた守護から順次用いられるようになつていつたのではないだろうか。

そのことにもつとも大きな影響を与えた出来事は、鎮西探題の設置を経て鎮西探題の設置によって、幕府が九州地方において「純粹な自己の支配体制を確立」⁽⁴⁶⁾したことであろう。

本稿で検討した守護の発給文書のすべてがきつちりと書下B型や書下C型に分類されるわけではないものの、文書様式が幕府の様式として定式化されたことは、守護の個性に問わりなく常に一定の関係が守護と御家人との間に設定されたことを意味する。守護の代替わりや守護家の交代があつても、文書上は、発給者と受給者の関係が変化せず、引続き定期の様式で受給者へ指令を発する事が可能になつたことで、モンゴルに対する軍事的緊張が続く鎌倉時代後期の九州における強力かつ安定した軍事動員体制の構築に大きく寄与したものと思われる。

定式化された文書様式によつて意思伝達を行う統治組織としての鎌倉幕府は、鎌倉時代前期の九州には成立しておらず、十三世紀後半から十四世紀初頭にかけてようやく地方組織に至るまで自己の文書体系による九州統治を完成させることができたといえる。

かつて石母田正氏は、守護を中心として編成された組織的武力が幕府権力の中核であり、そのためには、守護体制が領域的に編成されていることが重要で、「個々の御家人は人格的隸属関係によつて個別的に鎌倉殿に臣従関係を結んでいるが、かれらを組織された武装力として編成する仕方は、「國」という領域的・行政的な原理、つまり非人格的な原理にもとづいて」いること、この点が、鎌倉幕府を國家権力たらしめてい

る一つの特徴であるとされた。⁽⁴⁷⁾

鎌倉にある幕府の中央機関や六波羅探題といった主要地方機関のみならず、一国ごとに設置された守護までが、定式化された非人格的な文書形式での運営執行が志向されていたところに、鎌倉幕府が国家権力として成熟していく一面が読み取れるのではないだろうか。

おわりに

九州地方に限つてではあるが、鎌倉幕府の守護発給文書の概要をある程度は示すことができたのではないだろうか。ただ、本稿で蒐集した守護文書についてはまだまだ不完全なもので、蒐集もれや比定の誤りなどが多く想定される。大方のご批判、ご教示を仰ぎたい。

注

(1) 佐藤秀成「六波羅探題発給文書の伝達経路に関する若干の考察」『古文書研究』四一・四二合併号、一九九五年)、加藤克「六波羅奉行国」に関する一考察』(『北大史学』三七号、一九九七年)、久保田和彦「六波羅探題発給文書の研究—北条泰時・時房探題期について—」(『日本史研究』四〇号、一九九六年)、同「六波羅探題発給文書の研究—北条重時・時盛探題期について—」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究I 鎌倉時代の政治と経済』東京堂出版、一九九九年)、熊谷隆之「六波羅探題発給文書に関する基礎的考察」(『日本史研究』四六〇号、二〇〇〇年)。

(2) 濱野精一郎「京都大番役勤仕に関する一考察」(『東京大学史料編纂所報』

- (3) 菊池紳一「北条時政発給文書について—その立場と権限—」(『学習院史学』十九 一九八二年)、下山忍「北条義時発給文書について」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相 下』吉川弘文館一九八九年)、湯山賢一「北条時政執権時代の幕府文書—関東下知状成立小考—」(小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館一九九一年)、川添昭二「北条時宗文書の考察—請文・卷數請取・書状—」(『鎌倉遺文研究』2 一九九八年)、細川重男「得宗家公文所と執事」(『鎌倉政權得宗專制論』吉川弘文館二〇〇〇年)。
- (4) この他に、守護文書を扱った研究として次の諸論文がある。外岡慎一郎「鎌倉幕府指令伝達ルートの一考察」(『古文書研究』第二三号 一九九三年)、西田友広「鎌倉幕府の検断訴訟手続きと注進状」(『古文書研究』第六四号 二〇〇七年)等。
- (5) 佐藤進一『新版 古文書学入門』一五七頁(法政大学出版局 二〇〇三年)。なお、日本古文書学会編『概説古文書学 古代・中世編』一二六頁(吉川弘文館 一九八三年)にもほぼ同様の記述がみられる。
- (6) このような様式分類に際して、熊谷隆之氏が行つた六波羅探題発給文書の分類方法を参考にした(註(1)熊谷論文)。
- (7) 以下、守護職の沿革については次の諸論文によつた。佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会 一九七一年、川添昭二「鎌倉時代の筑前守護」、「鎌倉時代の筑後守護」(『九州中世史の研究』吉川弘文館一九八三年)、同「鎌倉時代の大隅守護」(『金沢文庫研究』十七一三 一
- (8) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』歛傍書房 一九四三年、石井進『日本中世国家史の研究』岩波書店 一九七〇年。
- (9) 袖判がないものや府官の連署が日下にあるものがあるが、それらは正文ではないため、筆写時の過誤と思われる。ただし、表I-1は正文だが袖判がみられない。
- (10) 嘉元二(一三〇四)年の大宰府守護所下文(表I-28)は、様式上の疑義はないが発給時期が他の大宰府守護所下文(牒)とは大きく異なり、川添昭二氏は当文書を「内容上吟味を要する点もある」(前掲註(7)「鎌倉時代の筑前守護」とされている。表I-28を例外的な存在と考え、文書の真偽については後考を俟ちたい)。
- (11) 送状や請取状さらに書状的な内容を持つもの(表II-1・3・4・5・7)については、様式が一定ではない。また、弘安十年を初見とする五通の折紙文書は(表II-30・33・35・38・47)、すべて事書きがなく、付年号(初見文書は書下年号)、署判が「実名十花押」となつてゐる。書止文言は「仍執達如件」と「之状如件」の二種類が見られるが、後者はいずれも守護代宛てで、後述するように宛所による使い分けと考えられる。
- (12) 「仍執達如件」という奉書形式の書止文言から御教書とする者もあるが、下A型からの変化を考慮して本稿では書下として分類した。
- (13) 書下A型に付年号のものが四通あるが(表II-11・12・13・16)、すべて正文ではないこと、「文応元年」のように筆写時の追記と考えられる形跡があるものもあること、同時期の他の文書が無年号であることなどから正

文は無年号であった可能性が高い。

(14) なお書下A型でも署判が「官途（沙彌）+花押」となるものが主であるが「実名+花押」のものも三例見られる（表II-5・23・24）。それらは関

東御教書を披見した事を伝える内容や、相論の経過説明であるなど書状的な内容となっている。

(15) 表IIでは年次比定ができない無年号文書を便宜上『鎌倉遺文』（以下『鎌』と表記）の番号順に配列したが、無年号から書下年号への形式変化を考慮すると無年号文書の表II-26は、建治二（一二七六）年以前のものと考えられる。

(16) この点、柴坂直純「鎮西における鎌倉幕府の寺社造営について—宇佐八幡宮造営奉行人の分析を中心として—」（『論究』中央大学大学院文学研究科篇十九一一一九八七年）にも同様の指摘がある。

(17) 上杉和彦『日本中世法体系成立史論』三三六頁（校倉書房一九九六年）。

(18) なお日付が異なる点に関しては、史料三に府官が連署を要した日数やその後史料三が守護の許に届けられ、史料四が作成されるまでの日数を想定することができる。

(19) 「青方文書」安貞二年三月十三日関東下知状案（『鎌』三七三二）。

(20) 守護として発給したのかが不明な島津氏当主の発給文書は表IVには含めず検討の対象とはしていない。次に記し大方の教示を得たい。「有馬文書」

建長六年五月二十八日（『鎌』七七五三）、「有馬文書」正安三年十二月十日（『鎌』二〇九二〇）、「島津家文書」文保三年二月五日（『鎌』二六九四七）、「安養院文書」元亨三年十二月十一日（『鎌』二八六一〇）。

(21) 「島津家文書」（建保六年）十月二十七日北条義時書状案（『鎌』二四〇七）。

(22) 海老澤東「島津莊内薩摩方地頭守護職」と薩摩國の莊園公領制（『莊園公領制と中世村落』校倉書房二〇〇〇年）。

(23) 地頭代宛てではないが、事書きの有無という相違があるものの史料八と同じ文章構成であり、島津庄薩摩方地頭職として発せられたものである可能

性が高いと考えられる。

(24) 祈祷命令を軍役として扱うことについては、川添昭二「蒙古襲来と中世文芸」（『中世文芸の地方史』平凡社一九八二年）等を参照。

(25) 発給年不詳であるが、弘長三（一二六三）年発給とする五味克夫氏による推定（前掲註（2）五味論文）に従い忠時期とした。

(26) 表V作成にあたり前掲註（3）の諸論文と田中健二「鎌倉幕府の大隅国支配についての一考察—守護所と国衙在庁を中心に—」（日本古文書学会編『日本古文書学論集』5 中世I 吉川弘文館一九八六年）、秋山哲雄「北条氏一門と得宗政権」（『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館二〇〇六年）を参考にした。

(27) 前掲註（26）田中論文、秋山論文。

(28) 北条時政、義時発給文書については、前掲註（3）の菊池、下山、湯山論文を参照。なお、湯山氏は表V-1を北条氏の私領あてのものとして守護文書とはされていないが、本稿では守護文書として検討の対象とした。

(29) 前掲註（3）菊池論文。

(30) 表V-2には、後筆と思われるが宛所の脇に「当国守護所」と記されている。

(31) 書下A型は史料十の副状として一通だけ存在するので個別検討は行わない。

(32) 「市河文書」嘉禄元年九月十六日（『鎌』三四〇六）、寛喜元年十二月十三日（『鎌』三九〇八）。なお『鎌』の文書名はそれぞれ「北条重時書下」、「北条重時御教書」であるが、井原今朝男「北条重時袖判奉書と訴陳状の裏花押」（『日本歴史』第六二二号二〇〇〇年）によると、いずれも「尾張丸」

が奉じた重時の袖判奉書であるので、史料十一もこれに拠り改めた。

(33) 「市河文書」嘉禄元年九月九日(『鎌』三四〇三)、「守矢文書」寛元四年十二月九日(『鎌』六七七一)。なお「鎌」では、後者の文書名を「六波羅施行状」とするが、信濃国が六波羅探題の管轄国ではないことから、信濃国

白河郷地頭職を安堵する將軍家下文を施行する当文書は、信濃守護の職権によるものと考える。同じく前者は「北条重時下文」とされているが、書出や書止文言に「下」や「故下」などという文言はないことから、下文ではなく書下である。

(34) 表VI作成にあたり、特に守護代発給文書については前掲註(7)村井論文を参考にした。

(35) 前掲註(7)村井論文。

(36) 前掲註(5)佐藤著書一九頁。

(37) 鎮西探題が関東下文や外題安堵を施行した例は次のとおり(文書名は「鎌」による)。「阿蘇文書」正安二年九月六日鎮西施行状(『鎌』二〇五九二)、

「深江家文書」正和四年五月十二日鎮西御教書(『鎌』一二五五〇七)、「根津美術館所蔵文書」正和五年二月二十二日鎮西下知状(『鎌』二五七五〇)、

「池端文書」元亨四年七月五日鎮西下知状(『鎌』二八七八一)、「麻生文書」嘉暦三年三月二十日鎮西施行状案(『鎌』三〇一〇〇)等。

(38) 前掲註(8)佐藤著書。

(39) 幕府や探題の発した文書を守護が施行する場合は、異国警護催促や祈禱命令など軍事警察権にかかわる内容に限られている。

(40) 前掲註(8)佐藤著書。

(41) 「鎮西探題と九州守護」(『敦賀女子短期大学敦賀論叢』十一号 一九九六年)。

(42) 武藤氏は、折紙の書止文言に「之状如件」と「仍執達如件」を用いるが、

守護代あての場合には「之状如件」となるなど大友氏や金沢氏の書下B型と書下C型と類似した関係となつている。

(43) 前掲註(1)熊谷論文。

(44) 六波羅探題発給文書のこのような書止文言の使い分けは、前掲註(1)佐藤論文でも指摘されている。なお、鎮西探題発給文書にも同様の使い分けがみられる(栗林文夫「鎌倉時代の日向国守護について」(『日本歴史』五二七号一九九二年))。

(45) その一つ「催促状書様事」として書下A型または書下B型の召文がひな形として示されている(宛て先によつて書止文言「恐々謹言」と「仍執達如件」を使い分けるとされている)。

(46) 前掲註(8)石井著書三七四頁。

(47) 石母田正「解説」(『中世政治社會思想 上 日本思想体系』岩波書店一九七二年)。

「付記」本稿の一部は、第二十二回日本古文書学会大会(一九九九年)において口答発表したものである。

表一 武藤氏（大宰府守護所下文・牒）

28	27	26
一三〇四	一二七九	一二七四
嘉元二七八八二	弘安二二二二〇	文永二一六一四
筑前	筑前	肥前
盛経有	経資有	資能有
佐伯守継	宗像彌松丸	大江通忠
有	有	有
之状如件	之状如件	之状如件
有	有	有
奥	奥	奥
過所	○	○
	安堵・補任	安堵・補任
	○	○
下文	下文	下文
二二九二九	二三八〇三	一係『史料集等閲』 『松浦等閑』

表三 武藏氏（書下）

3	2	1	No
二二二八	一、二、三、五、三	西曆 一二〇八承元二／一／七	年／月／日
安貞二／二／二七	建曆三／五／三	國名	守護袖判
豐後	筑後	國名	守護袖判
親秀	能直	能直無	左衛門尉藤原
無	無	左衛門尉藤原	差出
沙彌寂秀	尉藤原所左衛門	上妻庄内今弘地久志部	宛所
六鄉山執行圓豪	上妻庄住人等	光友北田肆箇所久志部	事書
有	有	有	書止文言
之狀如件	下知如件故	之狀如件	年号
書下	書下	書下	署判
日下	奥	日下	正文
裁許	安堵・補任	安堵・補任	内容
○	○	○	施行
下文	下文	下文	様式
補九六一	二〇〇六	一七二二	『鑑』番号
下	書出	書出	備考
	『守護所下』	『守護所下』	

表III 大友氏

註 NO	一一一	一一二	一一三	の年号	付年号	としたが、文応元年	のように付年号では本来表記しない一年一字が書かれている。
47	46	45	44	43	42	41	40
三三三三三	元徳四／／／一	正中二／九／二九	一二三五五	元亨五／一／九	一二三四四	元亨四／五／三	一二三六六
筑前	筑前	筑前	筑前	筑前	筑前	筑前	筑前
貞経	貞経	貞経	貞経	貞経	貞経	貞経	貞経
無	妙恵	筑後守	筑後守	大宰少貳	大宰少貳	大宰少貳	大宰少貳
中村彌次郎殿	中村孫四郎殿	志佐小二郎殿	青方八郎殿	(なし)	(なし)	福井地頭殿	三奈木志賀次郎殿
○	○	○	○	○	○	○	○
軍役催促	警固番役	軍役催促	警固番役	軍役催促	警固番役	軍役催促	警固番役
○	○	○	○	○	○	○	○
折紙	B型	B型	B型	B型	B型	B型	B型
三二六七〇							

No	西暦	年／月／日	国名	守護	袖判	差出	宛所	事書	書止	年号	署判	正文	内容	施行	様式	『鎌』番号	備考
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	34	一二九四
一一七六	(弘長三カ)二／一四	一一六二	一一六二	一一六二	一一六二	一一五七	一一四五七	一一四七	一一四七	一一二五	(建保三)一／二	一一二五	建曆三／七／二	一二一	一	35	一二九四
建治	二／間三／五	忠時	忠久	建保六／一／二六	薩摩	薩摩	右衛門	門兵衛尉	36	一二九四							
薩摩	忠時	忠時	忠時	忠時	忠時	忠時	忠時	忠時	忠久	薩摩	薩摩	忠久	薩摩國御家人御中	37	一二九四		
久時	無	無	無	無	無	無	無	無	有	薩摩	薩摩	忠久	忠久無	38	一二九四		
久時	在判	沙彌	前大隅守藤原	左兵衛尉	左兵衛尉	忠久	忠久	39	一二九四								
大隅五郎殿	国分左衛門尉殿	宮里郷郡司名主御中	比志嶋太郎殿	薩摩平十郎殿	薩摩郡平三郎殿	滿家非志嶋太郎殿	弘長二／八／一	弘長二／八／一	弘長二／八／一	忠時	忠時	忠時	忠時	40	一二九四		
無	無	無	之状如件	無	無	無	無	41	一二九四								
恐々謹言	穴賢々々	軍役催促	安堵・補任	安堵・補任	安堵・補任	安堵・補任	42	一二九四									
書下	無	書下	○	○	○	○	43	一二九四									
日下	日下	日下	日下	日下	日下	日下	日下	日下	日下	○	○	○	○	44	一二九四		
軍役催促	軍役催促	軍役催促	軍役催促	軍役催促	軍役催促	軍役催促	軍役催促	軍役催促	軍役催促	（嘉元二カ）	延慶二／二／二七	正和二／二〇／二四	正安二／三／二五	35	一二九四		
註 N.O.八・一九・二一・二二の「年号」を付年号としたが、「文永元年」のように付年号では本来表記しない「年」字が書かれている。	小田原四郎左衛門尉殿	六郷山執行御房御返事	前因幡守	親時無	親時無	親時無	36	一二九四									
	無	無	無	無	無	無	無	無	無	散位	左近特監	左近特監	左近特監	37	一二九四		
	請取狀	詣行命令(検断・雜務沙汰)	前因幡守	親時無	親時無	親時無	38	一二九四									
	召文・問状(訴訟関係)	軍役催促(警固番役)	前因幡守	親時無	親時無	親時無	39	一二九四									
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	一二九四		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	41	一二九四		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	42	一二九四		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	43	一二九四		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	一二九四		

農後	35	一二九四														
貞宗	36	一二九四														
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	37	一二九四
沙彌	38	一二九四														
同宮主御房	39	一二九四														
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	40	一二九四
仍執達如件	41	一二九四														
書下	42	一二九四														
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	43	一二九四
軍役催促(行幸警固)	44	一二九四														
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	45	一二九四
B型	46	一二九四														
料『大分県史』	47	一二九四														

5	4	3	2	1	NO	西暦	年／月／日	守護	袖判	差出	宛所	事書	書止文言	年号	署判	正文	施行	様式	『鎌』番号	備考	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1120	1121	1122	1123	1124	1125

表VI
金沢氏

参考	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
一二二二八	一二二七一	一二五八	一二五四	建長五／九／九	一二三	一二五〇	仁治二／一一／一	一二四一	寛喜一／一一／一	一二三四	嘉祿一（嘉祿一）八／一二	一二四五
安貞二／八／一七	文永八／九／二七	正嘉二／一〇／一八	正嘉一／一一／三	建長六／一／四	一二五三	一二四三	寛元一／八／二九	一二五〇	天福二／一一／九	一二三四	一二三四	一二四五
加賀	大隅	大隅	大隅	肥後	筑後	大隅	大隅	大隅	朝時	朝時	朝時	朝時
朝時無	公時	時章	時章	時章	時章	朝時	朝時	朝時	有	有	有	有
越後守平	左近將監	前尾張守平	賴繼	前尾張守平	藤内右衛門入道殿	前尾張守平	藤内右衛門入道殿	前尾張守平	右衛門尉家康	右衛門尉家康	右衛門尉家康	右衛門尉家康
(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	謹上肥後入道殿	謹上肥後入道殿	謹上肥後入道殿	謹上肥後入道殿
有	有	有	無	有	有	有	無	無	無	無	無	無
件之状下知如	件之状下知如	件之状下知如	仍執達如件	之状如件	之状如件	之状如件	仍執達如件	仍執達如件	遵行命令（裁許）	遵行命令（裁許）	遵行命令（召文・間状）	恐々謹言
書下	書下	書下	無	書下	書下	書下	書下	書下	書下	書下	書下	無
日下	奥	奥	日下	奥	奥	奥	日下	日下	日下	日下	日下	日下
裁許	守護所使人部停止	和与承認	遵行命令（裁許）	安堵・補任	裁許	安堵・補任	遵行命令（訴訟関係）	奉書	奉書	奉書	奉書	A型
					○	○	○	○	○	○	○	三三九六
下知狀	F型	下知狀	奉書	F型	F型	七六一五	七二四一	六二三〇	四五九八	三八九三	三八九三	
三七七五	一〇八八五	八二九九	八一六四	七六九三	七六九三			宛所守護代	宛所守護代	宛所守護代	宛所守護代	

【項目の説明】

日付の年号の表記方法。年号無し。」
「無」、書下年号。」「書下」、付年号。」「付」。

〔署判〕 発給者の署判の位置。〔田下、〔奥、〔軸 の3種類。なお表Iでは府官の署判の位置を示す。

卷之三

幕府や探題朝廷の文書を受けて発給していることか文中に記されているもの

〔様式〕「はじめに」で示した様式名（下文（又は牒）・下知状・奉書・書下）に分類し、さらに書下の場合、書下A型を「A型」のように表記。

「兼一番号」参照。『兼會賈文』の文書番号を記入。『兼會賈文』未又のものは参照。印本。

金言著者